

企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（第一条関係）	1
二	厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）（第二条関係）	8
三	国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（第三条関係）	10
四	確定給付企業年金法（平成十三年法律五十号）（第四条関係）	16
五	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第四条関係）	17
六	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第五条関係）	19
七	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第六条関係）	20

企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号） 抄
（第一条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 企業型年金</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 掛金（第十九条―第二十一条の三）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第八節 雑則（第四十八条の二―第五十四条の三）</p> <p>第三章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければな</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 企業型年金</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 掛金（第十九条―第二十一条）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第八節 雑則（第四十九条―第五十四条の三）</p> <p>第三章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければな</p>

らない。

一〇七 (略)

七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、当該掛金

(以下「企業型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方

法その他その拠出に関する事項

八〇十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一〇三 (略)

三の二 前条第三項第七号の二に掲げる事項を定めた場合にあつては、

各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年

金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛

金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

四〇八 (略)

二〇三 (略)

(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

二 (略)

らない。

一〇七 (略)

八〇十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一〇三 (略)

三の二 前条第三項第七号の二に掲げる事項を定めた場合にあつては、

各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年

金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛

金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

四〇八 (略)

二〇三 (略)

(事業主掛金)

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

二 (略)

3| 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4| 企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）は、拠出限度額（一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

(企業型年金加入者掛金の納付)

第二十一条の二 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

2| 前条第二項の規定は、事業主が企業型年金加入者掛金の納付を行う場合について準用する。

(企業型年金加入者掛金の源泉控除)

第二十一条の三 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額（一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金（当該企業型年金加入者がある実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

2 事業主は、前項の規定によって企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

（給付の種類）

第二十八条 企業型年金の給付（以下この款及び第四十八条の二において「給付」という。）は、次のとおりとする。

一 三 （略）

第八節 雑則

（情報収集等業務の委託）

第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（厚生年金保険法第四百九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。

（企業年金連合会の業務の特例）

（給付の種類）

第二十八条 企業型年金の給付（以下この款において「給付」という。）は、次のとおりとする。

一 三 （略）

第四十八条の三 企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、情報収集等業務を行うことができる。

(区分経理)

第四十八条の四 企業年金連合会は、情報収集等業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(厚生年金保険法の適用)

第四十八条の五 第四十八条の三の規定により企業年金連合会の情報収集等業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第四十八条の三」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金基金及び企業年金基金の特例)

第五十三条 厚生年金基金及び企業年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第五十三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 (略)

(厚生年金基金及び企業年金基金の特例)
第五十三条 厚生年金基金及び企業年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第五十三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 (略)

(脱退一時金相当額等の移換)

第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等（厚生年金基金の脱退一時金相当額（厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。）
、確定給付企業年金の脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）又は企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金（厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）若しくは積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）を総称する。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 (略)

(厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金の業務の特例)

第八十条 厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(脱退一時金相当額等の移換)

第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等（厚生年金基金の脱退一時金相当額（厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。）
、確定給付企業年金の脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）又は企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）の規約で定める年金給付等積立金（厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）若しくは積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）を総称する。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 (略)

(厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金の業務の特例)

第八十条 厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4
·
5
(略)

4
·
5
(略)

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号） 抄
 （第二条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金の業務）</p> <p>第百三十条 基金は、第百六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者の老齡に關し、年金たる給付（以下「老齡年金給付」という。）の支給を行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基金は、その業務（加入員又は加入員であつた者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）<u>、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）</u>、企業年金連合会その他の法人に委託することができる。</p> <p>（情報の提供）</p>	<p>（基金の業務）</p> <p>第百三十条 基金は、第百六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者の老齡に關し、年金たる給付（以下「老齡年金給付」という。）の支給を行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）<u>、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）</u>、企業年金連合会その他の法人に委託することができる。</p> <p>（情報の提供）</p>

第百七十三条の二 厚生労働大臣は、基金又は連合会に対し、その支給する年金たる給付又は一時金たる給付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第百七十三条の二 厚生労働大臣は、基金又は連合会に対し、老齢年金給付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） 抄
 （第三条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金の業務）</p> <p>第二百二十八条 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務（加入員又は加入員であつた者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。</p> <p>6 （略）</p> <p>（連合会の業務）</p> <p>第三百三十七条の十五 連合会は、第三百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員で</p>	<p>（基金の業務）</p> <p>第二百二十八条 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。</p> <p>6 （略）</p> <p>（連合会の業務）</p> <p>第三百三十七条の十五 連合会は、第三百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員で</p>

<p>ある基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。</p> <p>2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行うことその他基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの</p> <p>3 3 6 (略)</p>	<p>ある基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。</p> <p>2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの</p> <p>3 3 6 (略)</p>
<p>(情報の提供)</p> <p>第百三十八条の二 厚生労働大臣は、基金又は連合会に対し、その支給する年金又は一時金に関して必要な情報を提供することができるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>(任意加入被保険者)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。</p> <p>一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附則第</p>
<p>附 則</p> <p>(任意加入被保険者)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。</p> <p>一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附則第</p>	<p>附 則</p> <p>(任意加入被保険者)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。</p> <p>一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附則第</p>

四条第一項に規定する政令で定める者であるもの

二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

2
2
11 (略)

12 第一項の規定による被保険者は、第一百六条第一項及び第二項並びに第二百二十七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

13 前項の場合において、第一項第三号に掲げる者である被保険者は、厚生労働大臣が定める地に住所を有するものとみなす。この場合において、第二百二十七条第三項第二号（地域型基金の加入員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

14 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第三百三十条第二項（第三百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第七条の第三項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第三百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第三百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」とし、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号にお

四条第一項に規定する政令で定める者であるもの

二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

2
2
11 (略)

いて同じ。」とあるのは「同法附則第五条第十四項の規定により読み替えて適用する同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第三百三十七条の十八の規定は、適用しない。

第七条の三 (略)

2 3 4 (略)

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

(第十条 第十五条 削除)

第七条の三 (略)

2 3 4 (略)

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ八の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ九 国民年金ニ関スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法の一部を次のように改正する。

第八条第六項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の

保険料

第九条第二項中「第六号の五」の下に「第七号の三」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「厚生年金保険」の下に「国民年金」を加える。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十七条第一項」の下に「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十七条第一項」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定によつて年金給付として支給を受ける金銭

第六百七十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金銭

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第十五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条」の下に「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第一百一条」を加える。

第三条中「又は厚生年金保険法第九十条」を「若しくは厚生年金保険法第九十条又は国民年金法第一百一条」に改め、同条第三号中「保険給付」の下に「（国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第九条第一項中「保険者」の下に「（国民年金事業の管掌者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十九条中「及び厚生年金保険法第九十条」を「、厚生年金保険法第九十条及び国民年金法第一百一条」に改める。

第三十二条第一項中「又は厚生年金保険法第九十条第一項」を「若しくは厚生年金保険法第九十条第一項又は国民年金法第一百一条第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金保険法第九十条第二項」を「若しくは厚生年金保険法第九十条第二項又は国民年金法第一百一条第二項」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法第八十六条第五項」の下に「並びに国民年金法第九十六条第四項」を加える。

◎ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号） 抄
 （第四条関係）

（傍線は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の委託）</p> <p>第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。</p> <p>（情報の提供）</p> <p>第九十八条の二 厚生労働大臣は、事業主等又は連合会に対して、その支給する給付に関して必要な情報を提供することができるものとする。</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。</p>

◎ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 抄
 （附則第四条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</u></p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</u></p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>

<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>
<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>

◎ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）抄
 （附則第五条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（小規模企業共済等掛金控除）</p> <p>第七十五条 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>2 前項に規定する小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる掛金をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第三条第二項第七号の二（規約の承認）</u>に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>（小規模企業共済等掛金控除）</p> <p>第七十五条 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>2 前項に規定する小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる掛金をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第五十五条第二項第四号（規約の承認）</u>に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号） 抄
 （附則第六条関係）

（傍線は改正部分）

		改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係）		別表第一（第三十条の七関係）		別表第一（第三十条の七関係）	
提供を受ける 国の機関又は 法人	提供を受ける 事務	提供を受ける 事務	提供を受ける 事務	提供を受ける 事務	提供を受ける 事務
一〇七十六 （略）	（略）	一〇七十六 （略）	（略）	一〇七十六 （略）	（略）
七十七 厚生 労働省及び 日本年金機 構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に 係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に 係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十七 厚生 労働省及び 日本年金機 構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に 係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に 係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十七 厚生 労働省及び 日本年金機 構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に 係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に 係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の二 企業年金連	厚生年金保険法による同法第五十九条第一項若しくは第 二項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又	七十七の二 企業年金連	厚生年金保険法による同法第五十九条第一項若しくは第 二項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又	七十七の二 企業年金連	厚生年金保険法による同法第五十九条第一項若しくは第 二項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又

<p>合会</p>	<p>は同条第六項の規定による同法第三百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の三 企業年金連 合会</p>	<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）による同法第九十三条の二第一項各号若しくは第二項第一号若しくは第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同項第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の四 企業年金連 合会</p>	<p>確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）による同法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の五 国民年金基 金連合会</p>	<p>国民年金法による同法第三百三十七条の十五第一項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第二項第二号に掲げる業務として行う同法第二百二十八条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の六</p>	<p>確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項</p>

<p>国民年金基 金連合会</p>	<p>において準用する場合を含む。)の届出又は同法第七十三 条において準用する同法第二章第五節の規定による年金で ある給付若しくは一時金の支給に関する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>
<p>七十七の七 厚生労働省</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法 第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>
<p>七十八〜百二 十二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>七十七の二 厚生労働省</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法 第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>
<p>七十八〜百二 十二 (略)</p>	<p>(略)</p>